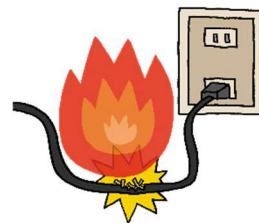




お部屋の地震対策で 家具や火事から 命を守る！



焼津市の補助制度を活用して自宅の地震対策を徹底しましょう！

補助制度その1

家具転倒防止器具等購入費補助金

～自分でできるカンタン対策で安心度 UP～

補助内容：家具転倒防止器具や、ガラスの飛散防止フィルム等を購入した世帯、もしくは工事等を委託した世帯に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助上限：購入額・工事額の3分の2（上限2万円）

対象者：焼津市内に家を持つ又は居住する世帯
（過去に同種の補助金又は、「家具等転倒・落下防止器具取付サービス事業」を利用した世帯を除く）

申請期限：令和8年2月20日（金）※先着順・予定枠に達し次第終了します。



《対象器具参考例》

- ・ つっぱり棒、転倒防止金具、転倒防止ジェル
- ・ ガラスの飛散防止フィルム
- ・ 感震ブレーカー

（一般財団法人日本消防設備安全センターが認証するもので、電気工事が不要な簡易タイプ）



▲市HP



補助制度その2

感震ブレーカー等設置推進事業

～地震後の火災から家を守る～

補助内容：業者に依頼して感震ブレーカー（電気工事が必要な分電盤タイプ）を設置する世帯に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助上限：感震ブレーカーを設置する費用の3分の2（上限2万円）

対象者：焼津市内に家を持つ又は居住する世帯
（過去にこのサービスを使った世帯を除く）

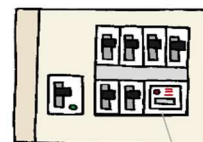
申請期限：令和8年1月16日（金）※先着順・予定枠に達し次第終了

《感震ブレーカーとは》

震度5強以上の地震を感知すると、分電盤のブレーカーを強制遮断して電源を止める装置です。これをつけることで、「通電火災」を予防できます。



▲市HP



感震センサー

★詳細は地域防災課（054-623-2554）までお問い合わせください。

★申請書配布：消防防災センター、各地域交流センター、焼津市役所 2F 受付、大井川市民サービスセンター